

令和8年度 国際平和研究機構（仮称）設置検討支援業務 企画提案仕様書

1 業務名称 令和8年度 国際平和研究機構（仮称）設置検討支援業務

2 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案に当たっては、総額11,518,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

注：「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 人件費
 - ② 直接経費（報償費（※1）、旅費（※2）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
 - ③ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）
 - ④ 消費税
- （※1）：委員に係る報償費（謝金）は、県の規定に基づき日額10,000円とする。
- （※2）：委員に係る旅費のうち県外の委員は、東京発着と想定して積算すること。

4 業務目的

これまで沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）の下、沖縄戦の実相・教訓を次世代へ継承するための取組とともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信等、平和行政に関する取組を進めてきた。また、沖縄県地域外交基本方針（令和6年3月）の中でも、今後、沖縄県が地域外交で目指す姿として「アジア・太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点」を掲げたところである。

さらに、令和6年度から7年度にかけて設置された恒久平和に貢献する万国津梁会議の提言書（以下「提言書」という。）では、沖縄の平和、ひいては世界の恒久平和に貢献するため、「恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）」を策定すること並びにその実現のための方向性及び沖縄県が果たすべき役割が提示された。

本委託業務は、以上の状況を踏まえて、提言書において示された恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）を実現するための中核組織等の役割を担う組織を国際平和研究機構（仮称。以下「研究機構」という。）と位置付け、その設立可能性検討及び設立の手法、運営方法、課題等についての検討に係る各種支援業務を行うことを目的として実施する。なお、恒久平和に貢献する

沖縄ビジョン（仮称）は現在策定作業中であるため、業務の実施に当たっては策定作業の進行に注意すること。

【参考】

- 沖縄県平和・地域外交推進課ウェブサイト
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017547/1028277.html>
- 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画
https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/shin_okinawa21seikivision-kihonnkeikaku.html
- 沖縄県の地域外交（沖縄県地域外交基本方針）
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/bunkakoryu/koryu/1009802/1036136/1017561.html>
- 恒久平和に貢献する万国津梁会議 提言書
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/heiwakichi/jinken/1008269/1032987/1037175.html>

5 委託業務の内容等

本業務は、前記の業務目的を達成するため、必要な業務を行う。現時点で想定する具体的な業務内容及び本提案において留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 有識者会議の運営等

恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）を実現するため中核組織等の役割を担う組織として研究機構を設立するに当たっての諸課題を議論するため、「国際平和研究機構（仮称）設置可能性検討有識者委員会」の運営補助として、以下の業務を行うこと。

ア 有識者会議の構成及び開催頻度

有識者会議の構成及び開催頻度は、おおむね以下を想定して業務量、経費等を検討し、積算すること。

- 有識者会議の構成案 外部委員7名（県内3名、県外4名）
 - 平和学・紛争学の専門家（2名）
 - 沖縄戦及び沖縄の戦後の課題に係る専門家（2名）
 - 研究成果の社会還元及びメディア戦略の専門家
 - 国際的ネットワーク構築及び資金調達の専門家
 - 研究機構の自律的運営・ガバナンスに係る専門家
- 有識者会議の開催頻度 年間4回 1回当たりおおむね3時間
- 有識者会議は日本語で行うものとし、通訳は不要とする。
- 有識者会議は沖縄県庁周辺での対面開催を基本とするが、委員の都合等によりリモート参加する場合には可能な体制を整えること。

イ 議事録の作成

有識者会議の議論概要を委員会終了後おおむね3日、フルバージョンの議事録をおおむね1週間以内に作成すること。

- ウ 委員への報償費及び旅費の支払
- エ 委員との連絡調整、有識者会議の会場設営、湯茶等準備、会議資料作成、配布等
- オ その他、有識者会議の開催に必要な事項で発注者が指示する業務

(2) テーマの設定及び会議の進め方（スケジュール等）の検討

有識者会議で議論すべきテーマは主に次の事項を予定している。

- ア 研究機構の設置目的
- イ 研究機構の機能
- ウ 組織の形態及び体制
- エ 機構が実施する研究及び事業の内容
- オ 自立的な資金獲得手段及び財源確保
- カ 既存組織との連携
- キ 実現までのスケジュール
- ク その他、設置に当たって検討すべき事項

検討委員会の各回で議論するテーマの設定に当たっては、県と調整した上で案を有識者会議に提示し、委員の意見などを踏まえて決定すること。また、有識者会議については、年度内に最終報告ができるようなスケジュール構成とすること。

(3) 有識者会議の報告書の作成支援

委員長及び各委員及び発注者と十分な確認・調整を行った上で、有識者会議の最終報告の作成を支援すること。

【(1)～(3)の提案に当たっての留意事項】

- i 上記4に示す本事業の目的を達成するために必要な有識者会議の運営方針（各回の主な議題、議論の方法等）について、提案者が適切と考えるものを具体的に提案すること。
- ii 有識者会議の委員については発注者が決定するが、委員候補の案を例示すること。例示に当たっては、就任可能性、内諾の有無等についても明らかにすること。
- iii 上記を踏まえ、より効果的で効率的な運用方法について具体的に提案すること。
- iv 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

(4) 調査業務

沖縄県が実施した令和6年度「アジア・太平洋地域の平和構築（仮称）」に関する万国津梁会議運営支援業務、令和7年度「恒久平和に貢献する万国津梁会議」運営支援業務の事業実施報告書をはじめとした過去の類似事業を踏まえ、有識者会議の議論及び今後の研究機構の在り方の検討に資する調査を実施し、整理した結果を適切な時期に委員及び発注者に提供すること。なお、整理した結果は公開することを想定する。

ア 平和構築に係る先行研究の整理

国内外の学術論文、政府及び各種非政府機関の報告書等を収集し、平和構築に係る国際関

係論、国際政治学等の理論的背景や学術的な成果を整理する。

イ 地方自治体の平和行政の取組（比較分析）

本県を含む国内外の地方自治体の平和に関する取組を情報収集し、特筆すべき事項等を比較分析する。

比較分析の例：他の自治体の平和に関する条例・計画・予算・組織体制の比較、平和に関する社会貢献活動の取組の比較、平和交流の事例比較等。特に、地方自治体に研究機構に類似する組織がある場合は、その設立経緯、体制及び行政と当該組織との役割分担

ウ 沖縄県の平和行政の現状と課題の整理

現行の政策や制度などを調査し、沖縄県の平和行政が抱える現状の課題を多角的に分析し、整理する。

エ 有識者会議での議論をフォローアップする事項

有識者会議で議論され、最終報告に記された事項について、関係する事項及び参考となる事項等をフォローアップとして整理する。

【(4)の提案に当たっての留意事項】

- i 上記4に示す本事業の目的を踏まえ、情報収集・整理・分析等の手法及び調査対象の候補について理由を示しつつ具体的に提案すること。
- ii 調査内容はアからエまでに示すものを基本とするが、適切と思われる内容を追加・変更・削減して提案してよい。
- iii 調査は公的機関による公開情報を基本とするが、情報の精度を高めること等を目的として、有識者や実務者の著作・論文等を引用する又はヒアリングを行う等の場合は、当該有識者等を選定した理由を示すこと。
- iv 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

(5) 啓発事業の実施

沖縄県の恒久平和及び核廃絶を目指す考え方、その実現に向けた取組、恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）の内容及びその実現のための研究機構の意義について県内外に周知し、研究機構設立の機運を醸成するための啓発事業を実施する。

ア シンポジウムの開催等

上記の目的を達成するためのシンポジウムを開催し、その記録を文書及び映像で作成すること。開催に当たっては、十分な数の参加が得られるよう事前の広報に努めるほか、事後にその内容について周知を行うこと。また、手話通訳、要約筆記等の合理的配慮や託児サービスの提供など、幅広い対象が参加できるための対応に努めること。

広報・周知の例：新聞への特集記事掲載、ウェブサイトの設置、インターネット広告等の実施

映像については、シンポジウム全体の様子が分かるもののほか、短時間の縦長動画など、SNS等での広報に適したものを複数作成すること。

イ 取組内容周知のための広報ツール作成及び展示等の実施

恒久平和に貢献する沖縄ビジョン（仮称）の内容及びその実現のための研究機構の意義等を周知するために使用するパンフレット、パネル等の広報ツールを作成すること。

作成した広報ツールを利用した展示を開催し、その設営、展示運営を行うこと。展示場所として、沖縄県庁1階県民ホール、沖縄県平和祈念資料館、沖縄県立図書館等を想定するほか、その他県内の多様な場所で開催できるよう開催場所の確保に努めるものとする。

【(5)の提案に当たっての留意事項】

- i 上記4に示す本事業の目的を踏まえ、啓発事業として適切と思われる内容を、理由を示しつつ具体的に提案すること。
- ii 啓発事業の内容はア及びイに示すものを基本とするが、適切と思われる内容を追加・変更・削減して提案してよい。
- iii 提案する場合、シンポジウムの開催日時・場所については適切と思われるものを提案すること。シンポジウムに付帯するイベントの有無、登壇者、テーマ等について具体的に提案すること。
- iv 提案する場合、作成するツールの種類、分量、部数等は適切と思われる内容を提案すること。展示時期・場所について、全体計画を提案すること。展示の開催場所についてその候補を提案する際には、実現可能性及び内諾の有無を明らかにすること。
- v 仕様書にない内容を提案する場合も、前2項目に準じて提案すること。
- vi 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

(6) 報告書の作成

以上の(1)から(5)までの内容を取りまとめた報告書を作成すること。分量が多くなる場合は、概要版を作成すること。報告書は日本語で作成するものとし、他言語の資料の引用等を行う場合は、日本語訳を付すこと。

6 打合せ等

- (1) 委託業務の進捗状況や委託業務内容の確認等に関する打合せ等を定期的実施すること。実施頻度は月2回程度を想定し、対面又はリモートで行う。
- (2) 打合せ等には、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること。

7 成果物

本委託業務の成果物として、以下を提出すること。納品の詳細については、発注者の指示に従うこと。

- (1) 5で作成した資料一式
- (2) (1)の電子データ（報告書については、編集可能な形で納品すること。）
- (3) その他県が必要と認める書類等

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

〈簡易な業務〉

- 資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本
- 原稿・データの入力及び集計

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・管理し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得る情報（個人情報）については、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10 その他

- (1) 本委託業務の完了後において契約不適合が発見された場合は、受託者は修正、又は再作業を行うものとする。
- (2) 本委託業務に係る成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募に当たり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。